

「農地中間管理事業促進計画」のご案内

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定契約の終了に伴いまして、今後、農地の貸し借りの契約を行う場合は、原則として農地中間管理機構経由となります（注１）
農地中間管理機構の「農地中間管理事業促進計画」の手続きの流れは下記の通りです。
※ 現在、利用権設定の契約中の農地につきましては、契約は期限まで継続されます。

《提出書類》

（必ず提出する書類）

- ・別記様式１「権利設定（賃借）関係」
- ・参考様式１「賃借権の設定等又は所有権の移転（以下「権利設定」という。）を受ける者の農業経営の状況等」 ※個人、法人で用紙が異なります。

（必要に応じて提出する書類）

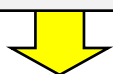
- 賃借料が「物納」の場合
 - ・様式第２号「物納承諾書」
 - ・物納承諾書（様式第１号）別紙「物納する農用地等」
- 登記名義の相続が完了していない場合
 - ・様式２「法定相続人」の同意書
 - ・様式２「法定相続人」の「相続関係図」
- 借り手が法人の場合
 - ・定款
 - ・組合員名簿又は株主名簿の写し（農地所有適格法人のみ）



《申請手続きの流れ》

申請書提出

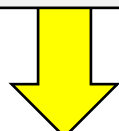
「亀山市農林振興課農林政策グループ」にご提出ください。



※ 市役所より、まとめて三重県農地中間管理機構に提出されます。

審査

「三重県農地中間管理機構」より県に提出され、審査が行われます。



- ※ 書類に不備等がありましたら、三重県農地中間管理機構より連絡がある場合があります。
- ※ 審査期間は、約２カ月～３カ月かかります。

決定通知

審査終了後、「三重県農地中間管理機構」より、各申請者へ通知が届きます。

※決定通知の送付までは、申請書提出から約４カ月かかりますのでご注意ください。

（注１）農地法３条での賃借をご希望の場合は、亀山市農業委員会事務局までご相談ください。

《問い合わせ先》

三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）	TEL：０５９８－４８－１２２５
亀山市農林振興課農林政策グループ	TEL：０５９５－８４－５０６８
亀山市農業委員会事務局	TEL：０５９５－８４－５０４８